

省エネ住宅ポイントによる環境対応住宅普及促進事業を行う者に対する
補助事業の募集についての公示

平成27年1月9日

国土交通省住宅局長 橋本 公博

次のとおり、省エネ住宅ポイントによる環境対応住宅普及促進事業を行う者に対する補助事業の募集について公示します。

なお、本事業は「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に盛り込まれているものであり、補正予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするために成立前に公募するものです。

このため、補正予算の成立が前提であり、かつ、今後内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

1. 事業の概要

(1) 事業名

省エネ住宅ポイントによる環境対応住宅普及促進事業

(2) 事業の目的

この補助金は、省エネ性能の高い住宅（以下「環境対応住宅」という。）の新築又は環境対応住宅とするための改修に対し省エネ住宅ポイントを付与する等の事業を行うことにより、環境対応住宅の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

省エネ住宅ポイントの給付事務等

※詳細な事業内容については、説明書をご参照下さい。

2. 補助対象事業者及び提案内容に関する要件

(1) 事業等の実施の方法等の事業の実施に関する計画が、事業の的確な実施のために適切なものであること。

(2) 事業を的確に遂行する技術的能力及び住宅市場に関する知見を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

- (3) 公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- (4) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。
- (5) 補助事業に係る経理その他の事務について適格な管理体制及び処理能力を有すること。
- (6) 事業を的確に遂行するための企画提案が行われること。
- (7) 外部監査等により、事業の特徴を踏まえた発生しうる問題点に対し有効な指導・監督を受けることができる体制を有すること。
- (8) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (9) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

3. 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

①説明書の交付期間

平成27年1月9日（金）から平成27年1月22日（木）まで

②説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め④の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX または電子メールにより交付

③提案書の提出期限

平成27年1月22日（木）12時00分まで

④提案書の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 栗原

電話 03-5253-8111（内線 39428）FAX 03-5253-1629

電子メール kuwahara-t24k@mlit.go.jp

(2) 提案書の提出方法

上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は3部、FAX又は電子メールの場合は1部。（FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

「Microsoft Word2007」「Microsoft Excel2007」「Just System 一太郎 2009」「Adobe Reader9.0」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. 補助金交付候補者の選定方法

省エネ住宅ポイントによる環境対応住宅普及促進事業を行う者に対する補助事業の募集についての説明書に基づき提出された企画提案書について、外部有識者から構成される外部評価委員会が審査を行い、業務の目的に最も合致し適切な提案者を1者選定し、補助金交付候補者とする。

なお、外部評価委員会の審査に当たっては、審査会を開催し、提案者より提案書について説明を行うことにより行うこととしている。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は提出者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 詳細は説明書による。